

受付番号 第 号
2010年6月11日
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号2番 答弁者 副市長

質問事項 山県市総合計画の後期基本計画は、あまりにずさん

《質問要旨》 総合計画とは、自治体の全ての計画の基本となる計画であり、自治体の全ての事務事業はこの総合計画に沿って行われる。市の様々な分野にわたる事務事業を、一つの方向性のもとに計画的に推進していくことが可能になる。

総合計画は通常、超長期のまちづくりビジョンとしての基本構想、それを実現するための施策を定める長期の基本計画、施策を具体的に実現する実施計画の三つの計画で構成されている。

重要な役割を果たす総合計画の策定に際しては、市民ニーズやその自治体の行政課題を反映させることが必要とされている。

山県市も同様で、自治体合併後の2年後の2005年(H17年)3月、「第1次山県市総合計画 住み良さ共感! 山県すてっぷあっぷぐらん」を策定し、2014年(H26年)までの「基本構想」と、向こう5年間の前期基本計画を明らかにした。

本年2010年(H22年)は、後期のスタートということで、向こう5年間の後期基本計画が先般3月に明らかにされた。

市議会の「特別委員会」でも議論したが、今回の「総合計画書」には、あまりに問題が多い。とはいえ特別委員会では大部分が関係課長から答弁がされただけである。

市の最も重要な計画であるにもかかわらず、市民及び市の将来に対する無責任と公務員の職務としての緊張感の欠如を強く感じる。よって、市の実質責任のある副市長に問う。

1. ①この総合計画策定のために必要とした市職員の総労働時間は概算でどれくらいか。
②そのための市職員の人件費は概算でどれくらいか。
③同様に、市職員以外の「委員」についての「総労働時間」と「人件費」の概算はどうか。

2. 市民の意向調査について

「第1章 第2節 後期基本計画策定の趣旨」(「後期基本計画書」1ページ)で「H17年3月策定以来、『予想を上回る社会情勢の変化が生じており』(3行目)と基本認識を示し、続いて、「後期基本計画策定にあたりH20年度市民意向調査を実施、内容はH16年とほぼ同様の調査で、結果もほぼ同様」(10行目以降)とあり、結論として「市民の意識に大きな変化はない」(13行目)としている。

この5年間について「予想を上回る情勢の変化」と認識したのなら、前回の質問に新たな設問を加えて調査しなければ、現状把握もできず、当然に適切な将来計画ができないのは明白。

- ①「市民調査」に根本的な間違いがあったと私は考えるが、市はどう考えるのか。
- ②最大の問題の一つ目。2007年(H19年)のサブプライムローン問題に端を発した世界経済危機、その後の2008年のリーマン・ショックによる金融危機、これらで市民の生活や暮らしも直撃を受けている。それら象徴的な経済状況の影響が市民意識調査に反映していな

いし、真実の現状への対応策が将来計画に反映されていないのではないか。

- ③最大の問題の二つ目。このアンケート調査時、自治体合併から5年が経過、市民、特に美山・伊自良の人たちからは、合併後の政策の弊害が強く訴えられている。典型は、合併直後からの職員体制の減員。私はそれら合併後の評価が市民意向調査に反映していないし、弊害・不満の解決が、対応策として市の将来計画に反映されていないというしかないがどう考えるか。
- ④市長や副市長がこのような原案を通したのはどういう見識か。

3. 財政状況の正しい表示について

「第1章 第5節 財政の状況」(同4ページ)で、「現在約250億円の残高がある市債」とある。これだと、市民1人当たり83万円の借金ということになる。しかし、市の広報4月号で公表されている「H21年度財政状況」では地方債残高は、「市民1人当たり105万円 314億9651万円」の借金と明示されている。

- ①担当は「何の他意もない」というが、他意がなければ借金2割違いはズサン過ぎるし、普通に読めば、借金の見せかけを少なくしたということにしかないがそうは思わないのか。
- ②なぜ、約300億円、約役310億円とせずにこの250億円としたのか。
- ③市長や副市長がこのような原案を通したのはどういう見識か。

4. 男女平等について

前期総合計画92ページには男女共同参画社会の推進がうたわれ、「互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性を十分に発揮できる社会の実現が求められている」とある。

さて、5年たって、今回の後期計画の「第6章 第1節 2. 男女共同参画社会の推進」(同166、167ページ)が位置づけられている。

ところで、「第6章 第3節 1. 行政運営の充実 (1)市民サービスの向上」(同181ページ)では、「市民に親しみやすい市役所づくり」として「総合案内を女性職員が交替で務めるよう変更し、より細やかな案内ができるように改善した」とある。私は、あきれてしまった。

日本の社会は、男女の差別や格差を無くするという趣旨から、「男女共同参画社会基本法」(H11/1999年)制定し、それ以前より「男女雇用機会均等法」(S61/1986年)などで平等の推進をはかってきたのであり、山県市の前期総合計画にもその立場である。

- ① 今回の「総合案内を女性職員が務める」と総合計画書に記載すること及びその市の方針と姿勢その表明は、男女平等、雇用機会均に関する法律に違反しているがどうするか。
そもそも、基本認識と意欲が著しく欠けていないか。
- ②この間の職員研修はなんだったと考えるのか。
- ③この間の市の諸施策は適切ではなく不十分ではなかったのか。
- ④市長や副市長がこのような原案を通したのはどういう見識か。

5. 「施策の内容」および「検証・解説」の5行にわたる複製

「第6章 第3節 2. 健全な財政運営の推進 (1)計画的で効率的な財政運用」(同184ページ)の「施策の内容」の2項目「行政評価」について1行、その「検証・解説」として4行書かれている(合計約180文字)。ところがこれと完璧に同じ言葉が次の「(2)経費節減と受益者負担の適正化」の2項目に約180文字記されている。限られたページ数の冊子の中で、5行180字が、一字一句違わない。誰が読んでも「これはミスプリントでは。総合計画でミスプリントするなんて」もしくは「総合計画で手抜きしたか」とあきられることは間違いない。

- ①なぜ、こんな初歩的なミスをしたのか。
- ②市長や副市長がこんな原案を通したのはどういう見識か。

以上